

◆お断りシール

室内のいつも目につく場所に貼っておきましょう

**悪質商法に
ひっかからないための
心得5か条**

- ①財産や家族構成をむやみに教えない
- ②契約前に家族や公的機関に相談
- ③断るときは「いりません」とハッキリ
- ④うまい話は、まず疑う
- ⑤だまされても、泣き寝入りしない

困ったときは
188へ
相談しよう!



外玄関用



一人でも悩まず、
上記相談窓口へ



消費者教育推進大使
つとがいな

**悪質商法にご用心
困ったときは、まず相談!**

相談窓口		電話番号	受付時間
名称	草津市消費生活センター	077-561-2353	9:00～16:30 ※土日祝日は休み
名称	滋賀県消費生活センター 草津警察署	0749-23-0999 077-563-0110 (代)	9:15～16:00 ※初日は休み
名称	滋賀県消費生活センター 草津警察署	077-563-0110 (代)	8:30～17:15

電話機の近くで、よく見える場所に貼っておきましょう

[表]

●草津市民のみなさまへ●

消費者被害の予防にご活用下さい。

この「悪質訪問販売お断りシール」はあなたが訪問販売をお断りになりたいときの『大きな味方』になります。安心して、安全な消費生活を守るため、ぜひご活用ください!

滋賀県消費生活条例では、断っているにもかかわらず、それを無視して勧誘を続ける行為を禁止しています。

★外玄関用

訪問者の目につく場所に貼り、シールで意思表示していることを伝え、はっきり「いりません」と断りましょう!

★屋内用

いつも目につく場所に貼り、不意の対応に備えましょう!

草津市消費生活センター 草津市草津 3-13-30
TEL.077-561-2353 FAX.077-561-2334

[裏]